

再募集 令和8年度（公財）最上育英会奨学金利用案内

1. 利用対象 新庄市及び最上郡内の優秀な学生であって、経済基盤が弱く、修学が困難な人。
ただし、次の①から③までをすべて満たすこと。短期大学・専門学校は該当しない。
 - ①令和8年3月末に高等学校を卒業予定の人、または高等学校卒業後2年以内の人
(大学入学後1年以内の人を含む)。
 - ②学力基準＝高等学校での申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で
3. 5以上であること。
 - ③家計基準＝保護者（主たる生計者）の年所得金額が、給与所得世帯では900万円
以下、給与所得以外の世帯では450万円以下であること。
2. 奨学金額 月額40,000円（3カ月単位の一括振込/時期＝4月・7月・10月・1月の中旬）
3. 貸与期間 4年（大学1年に在学中で、修学期間が3年の場合は、3年となる）
医学部・薬学部は6年となる。
4. 返還条件 ①貸与終了後2年間据置、3年目から10年間の均等分割返還。（年賦／無利子）
②定期返還が行われない場合は、年10%の割合で延滞金を徴することがある。
③その他、詳しくは本会貸費規程による。
5. 採用人員 2名
6. 申請方法 1) 申請期限 令和7年9月26日（金）期限後も応相談（月・火・水・金）
2) 申請書類 ①奨学金借用申請書（本会第1号書式）
②履歴書（本会書式）（ボールペンで直筆記入）
③作文 200～400字程度　題：「私の将来」（ボールペンで記入）
④所得証明書（主たる生計者1名のみ）※市町村発行の原本
⑤住民票抄本（本人）※市町村発行の原本
⑥成績証明書（各高等学校書式）
⑦大学合格通知書の写し（合格時）または大学在学証明書（原本）
3) 申請方法 事務局へ直接申請とする。
4) 留意事項 ①最上郡内各町村の奨学金制度との併願はできません。
②日本学生支援機構による「貸与型」奨学金との併願は可能ですが、
「給付型」奨学金制度との併願はできません。
7. 採用候補者決定 令和7年10月中旬
8. 申請先及び問い合わせ先 （公財）最上育英会事務局（担当/半田・今井）
 - 事務局の開設曜日及び時間＝毎週月・火・水・金曜日（祝日を除く／午前9時～午後5時）
 - 事務局の住所＝〒996-8501 新庄市沖の町10-37 新庄市教育委員会内
 - 事務局の電話＝0233-22-2111（新庄市役所・内線447）月・火・水・金曜日

（公財）最上育英会は、優秀な学生の修学を奨励・援助し、人材養成をその目的として、大正元年10月7日、旧新庄藩主が中心となって設立されました。その間、昭和22年まで、115名の人材を社会に送り続けます。その後、戦中戦後の経済混乱から財政面が窮屈し、休眠状態を余儀なくされますが、郷土学生のための宿泊施設・最上学寮を閉鎖して山形県に譲渡し、昭和40年度には奨学金制度が再開されます。これまでの採用者は計456名。長く続く低金状態の中で厳しい財団運営ですが、①大学生への奨学金貸与のほか、②平塚英吉賞（1名）及び最上育英会賞（7名）の授与、③最上地区中高英語弁論大会・最上学童展・最上地区児童生徒理科総合研究発表会等における特別賞授与などの奨励事業を行っています。